

## 平成30年度 救急救命処置の追加、除外等に関する提案の概要と対応(一覧)

## A 既存の処置の見直し

No	提案の内容 ※対象を明確化、薬剤名の一般名化などにより修正して記載	カテゴリ	理由	今後の対応など ※次年度以降も事業が継続され、提案を受け付ける場合
1	特定行為「乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液」、「エピネフリンの投与」の包括指示化	差戻し	例えば、項目「実施頻度」、「根拠」、「諸外国の状況」などについて、必要な情報、もしくはそれを裏付ける資料が十分に示されていないため、提案内容の評価を行うことができない。	同様の提案が別の提案者(A-3)からなされている。A-3の中で、評価を進める。
2	特定行為「食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクによる気道確保」(※気管内チューブを除く)の包括指示化	差戻し	例えば、項目「実施頻度」、「根拠」、「国内における医師以外の状況」などについて、必要な情報、もしくはそれを裏付ける資料が十分に示されていないため、提案内容の評価を行うことができない。	同様の提案が別の提案者(A-3)からなされている。A-3の中で、評価を進める。
3	特定行為「乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液」、「エピネフリンの投与」、「食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクによる気道確保」(※気管内チューブを除く)の包括指示化	未了	精査中であり、委員会としての判断に至っていない。	次年度、引き続き検討する。

## B 新しい処置の提案

No	提案の内容 ※対象を明確化、薬剤名の一般名化などにより修正して記載	カテゴリ	理由	今後の対応など ※次年度以降も事業が継続され、提案を受け付ける場合
1	けいれんに対するジアゼパム坐剤の使用	差戻し	例えば、項目「処置の内容」、「実施頻度」、「処置の難易度(適応判断)」、「必要な教育」、「経費」、「諸外国の状況」などについて、必要な情報、もしくはそれを裏付ける資料が十分に示されていないため、提案内容の評価を行うことができない。	<a href="#">次年度以降、必要な情報やそれを裏付ける資料を十分に示した新たな提案がなされれば、評価を行う。(今回の提案者に限らない。本年度登録された提案書の一部をHPに掲載するので参照のこと)</a>
2	電気ショック抵抗性の心室細動等に対するアミオダロン塩酸塩製剤の静脈内投与	差戻し	例えば、項目「処置の内容(対象、投与量)」、「実施頻度」、「必要な教育」、「経費」、「諸外国の状況」などについて、必要な情報、もしくはそれを裏付ける資料が十分に示されていないため、提案内容の評価を行うことができない。	<a href="#">次年度以降、必要な情報やそれを裏付ける資料を十分に示した新たな提案がなされれば、評価を行う。(今回の提案者に限らない。本年度登録された提案書の一部をHPに掲載するので参照のこと)</a>
3	急性冠症候群に対するニトログリセリン製剤の口腔内投与	差戻し	例えば、項目「処置の内容(対象)」、「実施頻度」、「必要な教育」、「諸外国の状況」などについて、必要な情報、もしくはそれを裏付ける資料が十分に示されていないため、提案内容の評価を行うことができない。	<a href="#">次年度以降、必要な情報やそれを裏付ける資料を十分に示した新たな提案がなされれば、評価を行う。(今回の提案者に限らない。本年度登録された提案書の一部をHPに掲載するので参照のこと)</a>
4	静脈路確保困難事例に対する骨内医薬品注入キットによる骨髄輸液路の確保	カテゴリ III	現状では国内で入手困難な器具(骨内医薬品注入キット(BIG-A15G))の使用を前提とした提案であることなどを考慮すると、現時点では救急救命処置として追加することは適当ではない。	原則として、状況の変化がなければ、同様の内容での提案は、今後、受け付けない。(今回の提案者に限らない)
5	外傷に対する超音波画像診断装置の使用による評価	差戻し	例えば、項目「効果(利点)」、「実施頻度」、「必要な教育」、「諸外国の状況」などについて、必要な情報、もしくはそれを裏付ける資料が十分に示されていないため、提案内容の評価を行うことができない。	<a href="#">次年度以降、必要な情報やそれを裏付ける資料を十分に示した新たな提案がなされれば、評価を行う。(今回の提案者に限らない。本年度登録された提案書の一部をHPに掲載するので参照のこと)</a>
6	(上記と同じ)	差戻し	例えば、項目「効果(利点)」、「実施頻度」、「必要な教育」などについて、必要な情報、もしくはそれを裏付ける資料が十分に示されていないため、提案内容の評価を行うことができない。	<a href="#">次年度以降、必要な情報やそれを裏付ける資料を十分に示した新たな提案がなされれば、評価を行う。(今回の提案者に限らない。本年度登録された提案書の一部をHPに掲載するので参照のこと)</a>
7	(自己注射が可能なアドレナリン製剤の処方を受けていない傷病者も含めた)アナフィラキシーに対する自己注射が可能なアドレナリン製剤の使用	未了	精査中であり、委員会としての判断に至っていない。	B-8と合わせて、次年度、引き続き検討する。
8	(自己注射が可能なアドレナリン製剤の処方を受けていない傷病者も含めた)アナフィラキシーに対するアドレナリン注射液の筋肉内投与	未了	精査中であり、委員会としての判断に至っていない。	B-7と合わせて、次年度、引き続き検討する。
9	事故除去事例に対する気管切開チューブの再挿入	未了	精査中であり、委員会としての判断に至っていない。	次年度、引き続き検討する。
10	外傷による出血性ショックに対するトラネキサム酸の静脈内投与	未了	精査中であり、委員会としての判断に至っていない。	次年度、引き続き検討する。
11	急性冠症候群等に対する心電計の使用による12誘導心電図の測定と伝送	未了	本提案については、救急救命処置14「心電計の使用による心拍動の観察及び心電図伝送」に含まれるものとして、近年、広く実施されてきた実態がある。他方、「救急救命処置検討委員会報告」(平成4年)からすれば、処置14は本提案の内容までは想定していないと思料される。現在、このような状況を整理しており、委員会としての判断に至っていない。 なお、現在、救急業務の中で行われている「急性冠症候群等に対する心電計の使用による12誘導心電図の測定と伝送」の実施について、何ら否定するものではない。	次年度、引き続き検討する。
12	急性呼吸不全に対するマスクと自動式人工呼吸器による非侵襲的人工呼吸	差戻し	消防庁告示「救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準」には、救急隊員の応急処置として「自動式人工呼吸器による人工呼吸」が明記され、現に心肺停止を対象に多くの地域で実施されている一方で、同処置は救急救命処置としては位置づけられていないという課題がある。急性呼吸不全を対象としたものについては、この課題が整理された後に改めて提案を受けるのが適切である。 なお、心肺停止を対象とした「自動式人工呼吸器による人工呼吸」については、前述のとおり消防庁告示を背景に現に多くの地域で行われていることを考慮すると、救急救命処置として追加することが望ましい。ただし、指示要件などについて厚生労働省等においてさらなる検討が必要である。(カテゴリ II)。	本提案やそれに類する提案については、心肺停止を対象とした「自動式人工呼吸器による人工呼吸」についての救急救命処置としての位置づけが整理された後に、改めて受け付ける。

※ B 新しい処置の提案1, 2, 3, 5, 6については、参考に登録された提案書を付けていますので、ご参照ください。